浜松市高齢者生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のひとり暮らし高齢者等並びにその家族等に対し、各種サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。

(事業の種類等)

第2条 浜松市高齢者生活支援事業(以下、「生活支援事業」という。)の各種事業の名称等に ついては、別表のとおりとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、生活支援事業の一部を事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療 法人、ボランティア団体及び民間事業者等に委託し、実施することができる。

(利用の申請)

- 第4条 生活支援事業の利用希望者は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターまたは介護支援専門員(以下、「地域包括支援センター等」という。)を通して浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)により申請するものとする。ただし、利用希望者が申請できない場合は、親族等が申請できるものとする。
- 2 地域包括支援センター等は、利用希望者の状況等について調査し、申請者と相談したうえで、 別表に規定する浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)等の必要書類を市長に提 出するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、高齢者介護用品支給事業については、地域包括支援 センター等を通さずに市長に申請できるものとする。

(利用の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、本要綱に基づきその必要性を十分検討 したうえで速やかに利用の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用決定通知書(第2号様式)により、申請者、地域包括支援センター等及び事業委託先(以下、「申請者等」という。)に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により却下の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用却下 通知書(第3号様式)により、申請者及び地域包括支援センター等に通知する。

(変更の申請)

- 第6条 前条第2項の決定を受けた利用者は、該当する事業の利用内容等を変更するときは、地域包括支援センター等を通して浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)により申請するものとする。ただし、利用者が申請できない場合は、親族等が申請できるものとする。
- 2 地域包括支援センター等は、必要に応じて利用者の状況等について調査し、申請者と相談したうえで別表に規定する浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)等の必要書類を市長に提出するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、高齢者介護用品支給事業については、申請する必要はないものとする。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、本要綱に基づきその必要性を十分検討 したうえで速やかに変更の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により変更の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用変更決 定通知書(第5号様式)により、申請者等に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により却下の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用変更 却下通知書(第6号様式)により、申請者及び地域包括支援センター等に通知する。

(廃止の申請)

- 第8条 第5条第2項の決定を受けた利用者は、該当する事業の利用を廃止するときは、地域包括支援センター等を通して又は直接申請するものとする。ただし、利用者が申請できない場合は、親族等が申請できるものとする。
- 2 地域包括支援センター等は、必要に応じて利用者の状況等について調査し、申請者と相談したうえで浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、高齢者介護用品支給事業については、申請する必要はないものとする。

(廃止の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに決定を行い浜松市高齢者生活 支援事業利用廃止決定通知書(第8号様式)により、申請者等に通知する。

(利用の取消)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業の利用を取り消すことができる。
 - (1) 生活支援事業の利用者が、別表に規定する利用対象者に該当しなくなったとき
 - (2) 虚偽の申請により生活支援事業の利用の決定を受けたとき
 - (3) 生活支援事業を利用する必要が無いと市長が認めたとき
 - (4) 生活支援事業を継続することが困難と市長が認めたとき
- 2 前項の規定により利用を取り消したときは、浜松市高齢者生活支援事業利用取消決定通知書 (第9号様式)により、申請者等に通知する。

(関係機関との連携)

第11条 市長は生活支援事業を円滑に運営するため、関係団体と密接な連携を保つものとする。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日施行の浜松市高齢者地域支援事業実施要綱に規定するひとり暮らし高齢者等配食サービス事業、軽度生活援助員派遣事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、高齢者日常生活用具等給付事業、高齢者介護用品支給事業は、この要綱に規定する事業に相当するものとみなす。
- 3 平成29年3月31日以前に、第5条と同等の決定をし、別表に定めるものに相当する事業 を利用しているものについては、この要綱に基づく申請その他の行為によるものとみなす。

附 則(平成30年4月1日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日改正)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日改正)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日改正)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に第5条第2項に規定する利用の決定(この要綱による改正前の 別表の2に規定する事業に係るものに限る。)を受けている者は、この要綱の施行の日から 令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により当該事業を利用することができる。

別表(第2条関係)

1 ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

1 ひとり春りし向	即有寺間良り一口入事	<u> </u>							
目 的	地域のひとり暮らし高い 活の改善を行うととも				· -				
	市内に住所を有し、他該当する者								
	・65歳以上のひとり。 が困難な市民税非課税			状況等により	食事の調理等				
利用対象者	・65歳以上の高齢者により食事の調理等が[困難な市民税			身等の状況等				
	・市長が特に必要があ ※同一の住所 (区分建	物にあっては		•					
	に限る。)に住所を有 支援が受けられる場合	は除く。			族等がおり、				
実 施 事 業 者	事業を適切に実施す。・民間事業者は、在宅	記食サービスス	ガイドラインの	の内容を満たっ	·				
	事業実施において、できる。ただし、事								
事業実施内容 (委託業務内容)	・食事の調理及び配達・利用者の安否の確認								
	・第10号様式による高齢者実態調査(アセスメント調査)を行い、次表のとおり配食回数を決定する。ただし、市長が特に必要と認める利用者についてはこの限りでない。								
利用基準	アセスメント結果	~4	5~9	10~14	15~				
州 加 垄 平	配食回数(/週)	0回	1回以内	2回以内	3回以内				
	・配食回数内で複数の事業者を利用することはできない。 ・利用事業者の変更については、利用開始後1ヵ月を経過しなければできない。ただし、事業者が事業を廃止した場合を除く。								
利用料等	利用者は、食材料費と当該利用料については、	して、一食あれ	きり300円の	の利用料を負担	担する。なお、				
	【利用の申請】								
	・浜松市高齢者生活支持 ・高齢者実態調査票(
 必要書類	【変更の申請】			. = 124 (5.)					
	・浜松市高齢者生活支持・変更内容に応じて市			4 号様式)					
	【廃止の申請】		~ v = /3						
	・浜松市高齢者生活支持	爱事業利用廃」	止申請書(第	7 号様式)					
	【準ずる世帯】 65歳以上の高齢者と「	司一の世帯に加	属する65歳	未満の者が、『	障害又は				
定義事項	重度の疾病を持つ世帯								
	【市民税非課税世帯】	沢 付か 江 マシュトき田コ	当の単サン、	Š					
	所得に対する最新の課程	元仏沈か非課権	光の世帝をい	ン。					

2 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

□ か とりにそし、高齢者等に対し、緊急時における連絡作制の確保を支援すると とりにそして和子女を解消することにより、供入機力に地域での在宅生活の継続 を図り、福祉の向上に質することを目的とする。	2 いとり春りし向	即有寺祭記地報ングノム事業
市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯 ① 6 5歳以上の心疾患や脳血管障害等の循環器系の疾患を持つひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ② 7 5歳以上の心疾患や脳血管障害等の循環器系の疾患を持つひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ③ 7 5歳以上の文とり落らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ④ 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。) に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸身及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器を以り、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ間係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区月佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した24時間があったときの安否の確認及び必要に応じ間係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区月佐町及び三ヶ日町)に配住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税課院無税は常は、1台1月あたり、、の30円とすると市民税課院と離れま、1台1月あたり、、の30円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 ・市民税課院無税は、1台1月あたり、1、2、3))に同意書(第12号様式)・「同意書(第12号様式)・「関連の事務」・「後か高齢者生活支援事業利用中語書(第1号様式)・「変更の申請」・「後か高齢者生活支援事業利用変更申請書(第1号様式)・変更の存に応じて市長が必要と認める書類 「廃むの高齢者を活支援事業利用変更申請書(第7号様式)・変更の存に応じて市長が必要と認める書類 「廃むの高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 「廃むの高齢者生活で大阪・変更の疾病をもつるを除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1目のうら速能して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。「作民税が課金に関する75歳未満の者が、障害とは重度の疾病をもつ者を除く)が就労・航空等のために日中又は夜間において、1目のうら連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。「情氏税が環境とれば重度の疾病をもつ者を除く)が就労・航空等のために日中又は夜間において、1日のうら連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が現るよれる世帯をいう。「情氏税力に関する75歳状態が見込まは重度の疾病をもつ者を除く)が就労・航空等のために日中又は夜間において、1日のうら連続して6時間以上の不在が過3日以上をなり、かつ、その状態が見込まれる世帯をいう。「情氏税力が応じる2分は関する14年であり、14年で入れる14年であり、14年で入れる14年であり、14年で入れる14年であり、14年で入れる14年であり、14年であり、14年で入れる14年であり、14年で入れる14年であり、14年で入れる14年であり、14年で入れる14年であり、14年で表別を14年であり、14年で表別を14年であり、14年で表別を14年であり、14年で表別を14年であり、14年で表別を14年でありに対しまれる14年でありに対しないませない。14年で表別を14年でありによりませないる14年でありに対しないる14年であり、14年で表別を14年であり、14年で表別を14年でありに対しないるに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありを14年で表別を14年で表別を14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありを14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありませないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しないる14年ではのものはなりに対しないる14年でありに対しないる14年でありに対しな	目 的	
① 6 5 歳以上の心疾患や脳血管障害等の循環器系の疾患を持つひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ② 7 5歳以上の少とり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ③ 7 5歳以上の支援の必要がある高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ④ 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(区分雄物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 実施事業者 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4 時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した2 4 時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・表記業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税非職税世帯は無料とする・市民税非職税世帯は、1 台1 月あたり 1,0 3 0 円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1 号様式)・高齢者実態調整要(第1 0 号様式(No. 1,2,3))・同意書(第1 2 号様式)・設置と関する事前確認事項(第1 4 号様式)・設置と関する事前確認事項(第1 4 号様式)・設置と関する事前確認事項(第1 4 号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4 号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第7 号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類(原止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変単申請書(第7 号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類(原生の世帯に属する6 5 歳未満の者が、障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1 目のうら連続して6 時間以上の不在が週3 日以上となり、かつ、その状態が3 か月以上の雑続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の商齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が2 電学等のために日中又は夜間において、1 目のうら連続して6 時間以上の不在が週3 日以上となり、かつ、その状態が3 3 か月以上の雑続が見込まれる世帯をいう。【市民税非課税度世帯】		
日本語者世帯及びこれに準ずる世帯 ② 75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ③ 75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ④ 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸身及び当該機器の保守管理・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通程がびに発信先への現場急行等の措置、反応区、地区引佐側及び一定外目町を除く)・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電部健康相談等 ・妻託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・「緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電部健康相談等 ・表託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税取税世帯に無料とする。 「利用の中語」 ・流校和高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・同意書(第12号様式)・同意書(第12号様式)・同意書(第12号様式)・関連編をシステム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置編録システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置編録システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・変更の申詰書、法位主意を禁事業利用変更申請書(第4号様式)・変更の存に応じて市長が必要と認める書類 「廃止の申詰】・浜校市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 「廃止の申詰】・浜校市高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 「市民税非課税世帯】		市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯
② 7 5歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ③ 7 5歳以上の支援の必要がある高齢者世帯及びこれに準ずる世帯 ④ 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合 に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 実施事業者 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・ 2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の 貸与及び当該機器の保守管理 ・ 緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確		① 65歳以上の心疾患や脳血管障害等の循環器系の疾患を持つひとり暮ら
到用対象者 ③ 75歳以上の支援の必要がある高齢者世帯及びこれに準する世帯 ④ 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(反分種物にあめては、専有部分の家屋番号が同一である場合 に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・24時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の 役与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確 認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置 ・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町で除り、非氏税非規税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ・常氏税非規税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ・常氏税非規税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ・紫急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1,2,3))・同意書(第12号様式) ・同前書(第12号様式)・高齢者を活支援事業利用変更申請書(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 「廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第7号様式) 【電する世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が鋭労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非報税世帯】		し高齢者世帯及びこれに準ずる世帯
② 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合 に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる 場合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の 貸与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確 認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置 (天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く) ・緊急通報機器を利用した 2 4時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 等差結業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町、に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税非課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・派松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式) ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・窓過過報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第14号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「運ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が散労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②②の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する 5歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が散労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態があり込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		② 75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯
① 市長が特に必要があると認める者 ※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した2 4時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税非職税世帯は無料とする・市民税非職税世帯は無料とする・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者を認調査票(第10号様式(No. 1,2、3))・同意書(第12号様式)・関急所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第1号様式)・要の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変し申請書(第7号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「準する世帯1 ①の場合主をの疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労、就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。【市民税非課税世帯】	利用対象者	③ 75歳以上の支援の必要がある高齢者世帯及びこれに準ずる世帯
※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 実施事業者 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・24時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等、委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税課税世帯は無料とする・市民税課税世帯は無料とする・市民税課税世帯は無料とする・市民税課税とおり、カーに代限課税世帯は無料とする・「利用の申請」・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・同意書(第12号様式)・同意書(第12号様式)・同意書(第12号様式)・同意書(第12号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第14号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第1号様式)・変見内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃更申請書(第7号様式)「運ずる世帯」 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を与つ者を除く)が競労、就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	147/47/47/4	
に限る。)に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報がびに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した2 4時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等の機器がある。ときの安否の確認を行なりを発し、担告する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税非課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 「利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・の高齢者を活力を受しまる。と、利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・緊急通報シテム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式)【準する世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうら連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②②の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
#合は除く。 事業を適切に実施することができると認められる事業者 - 2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸身及び当該機器の保守管理 - 緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した 2 4時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等。透過報機器を利用した 2 4時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等。委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町のに居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう市民税非税性帯は無料とする。市民税課税世帯は、1 台1 月あたり1,030円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。「利用の申請」・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・「利用者の居宅が偕家等の場合)設置承認書(第13号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・「選更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・「変更内容に応じて市長が必要と認める書類「「廃止の申請」・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「運ずる世帯」(10の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3月以上の雑続が見込まれる世帯をいう。 「市民税非課税世帯】		
実施事業者 事業を適切に実施することができると認められる事業者 ・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応り医師及び三ヶ日町を除く) ・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする。緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実施調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・後過報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・窓急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変し申請書(第7号様式) 「準する世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために目中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の雑誌が見込まれる世帯をいう。【市民税非課税世帯】		
・2 4時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引性町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した2 4時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引性町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税非課税世帯は無料とする・市民税非課税世帯は無料とする・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・製盤場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式)【準ずる世帯】・浜松市高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 「市民税非課税世帯】		物口は外へ。
 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜医、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等。 委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・、第急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・緊急通報とステム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「進ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。【市民税非課税世帯】 	実施事業者	事業を適切に実施することができると認められる事業者
・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く)・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・の利者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式)「運ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 「で書又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。		・24時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の
要業実施内容 (委託業務内容) 認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置 (天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く) ・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税非課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 [利用の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実施調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居全が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【確ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】 【市民税非課税世帯】 【市民税非課税世帯】		貸与及び当該機器の保守管理
要業実施内容 (委託業務内容) 認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置 (天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く) ・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税非課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 [利用の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者集態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式) ・(利用者の居全が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第7号様式) 【確ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の総続が見込まれる世帯をいう。 「産事又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確
(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く) ・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))に同意書(第12号様式)・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・窓急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「準がる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。		
・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・妻託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税課税世帯は無料とする		
等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税非課税世帯は無料とする ・市民税非課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 [利用の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・ (利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・ 緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・ 緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・ 設置場所が確認できる地図の写し [変更の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・ 変更内容に応じて市長が必要と認める書類 [廃止の申請] ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「運ずる世帯] ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	(委託業務内容)	
・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域(天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税非課税世帯は無料とする ・市民税課機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3))・同意書(第12号様式)・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式)・衆急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】・浜松市高齢者生活支援事業利用変上申請書(第7号様式)【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利力対象者以外の同居家族(障害次に、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。【市民税非課税世帯】		
三ヶ日町)に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう ・市民税非課税世帯は無料とする ・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 [利用の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・ 同意書(第12号様式) ・ の利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・ 設置場所が確認できる地図の写し [変更の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 [廃止の申請] ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) [準する世帯] ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・部分等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
・市民税非課税世帯は無料とする ・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・競監場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第14号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【連ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居をが借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【電子以重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
利用 科等 ※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、 1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・ (利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 「準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
1世帯1台の貸与とする。 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・寮急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	利 用 料 等	
 【利用の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 定義事項 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】 		
・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式) ・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・ (利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・ 緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・ 設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・ 変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
・高齢者実態調査票(第10号様式(No.1、2、3)) ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
 ・同意書(第12号様式) ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 定義事項 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】 		
 必要書類 ・(利用者の居宅が借家等の場合)設置承諾書(第13号様式) ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】 		
必要書類 ・ 聚急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式) ・ 設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・ 変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		・同意書(第12号様式)
・設置場所が確認できる地図の写し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		・ (利用者の居宅が借家等の場合) 設置承諾書 (第13号様式)
・設直場所か確認できる地図の与し 【変更の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	以 亜 事 粧	・緊急通報システム設置に関する事前確認事項(第14号様式)
・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式) ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	必 安 青 類 	・設置場所が確認できる地図の写し
・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		【変更の申請】
【廃止の申請】 ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書(第4号様式)
・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		・変更内容に応じて市長が必要と認める書類
・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書(第7号様式) 【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		【廃止の申請】
【準ずる世帯】 ①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
①の場合:65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
定義事項 ②③の場合:75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族(障害又は重度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	<i>→</i> × <i>→ →</i>	
度の疾病をもつ者を除く)が就労・就学等のために日中又は夜間において、 1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態 が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】	正 義 事 垻	
1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。 【市民税非課税世帯】		
【市民税非課税世帯】		
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。		_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。

3 高齢者介護用品支給事業

可即行月 受用印	◇ № すべ
目 的	在宅の高齢者等に対し、紙おむつ等を支給し、家族介護者を支援することを 目的とする。
利用対象者	市内に住所を有し、市民税非課税世帯に属する要介護4又は要介護5の者(第2号被保険者を除く)を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族等。 ※他制度で同様のサービスの適用を受けているものは除く。 ※同一の住所(区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。)に住所を有する別世帯に属する市民税課税世帯の家族等がおり、支援が受けられる場合は除く。 ※被介護者及び当該被介護者を介護する家族等はともに市内に住所を有すること。
実施事業者	事業を適切に実施することができると認められる事業者
事業実施内容 (委託業務内容)	4月から3月までの1年間に、被介護者1人あたり6万円を限度とし、次の種目を支給する。 【種目】 ・紙おむつ(フラットタイプ、テープ止めタイプ、パッドタイプ、パンツタイプ) ・おしりふき ・使い捨て手袋 ・吸引カテーテル ・カテーテルジョイント ・ドライシャンプー ・ガーゼ ・清拭剤 ・ウエスタンシース ・ドレーンバック ・シリンジ
利用料等	無償給付とする。
必要書類	・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書(第1号様式)
定義事項	【市民税非課税世帯】 所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。

浜松市高齢者生活支援事業利用申請書

(あて先) 浜松市長

					年	月	日
	フリカ゛ナ						
申 請者 署名又は記名押印 をしてください	氏 名						
	住 所						
	電話		利用との関				
山 注 書:	事業所名	1					
申請書提出者	担当者		電	話			
		請者と同じ(記入不要)					

下記の事業を利用したいので申請します。なお、事業の実施に必要な住民登録・市税・介護保険・生活保護・障害福祉状況等を調査することに同意します。また、利用が決定した場合には、申請書記載の個人情報を委託事業者に提供することについてに同意します。

利用者	住 所 □ 申請者 フリガナ	と同じ(記入不要)	- 年 齢	歳	電話	
者	氏名 □ 申請者	と同じ(記入不要)	生年月日	大正・昭		月日
	- 	ı	.1.	july broken		
	事 業 名		内	容等		
	ひとり暮らし高齢者等	事業所名			開始希望日	
	配食サービス事業	昼 食 週 食	曜日			
		夕 食 週 食	曜日			
	ひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム事業					
		種 類 (メーカー①・②から選択豆	数 (1)	2	種類	数量
		□ フラットタイプ			おしりふき (流せるタイプ)	
			S		おしりふき (流せないタイプ)	\perp
		□ おむつテープ止め	M	<u> </u>	S	
			L L L		使い捨て手袋 <u>M</u> L	_
	高齢者介護用品	□ パッドタイプ レギュラ				+
	支給事業	<u>□ パッドタイプ レイエフ</u> □ パッドタイプ ワイド			<u> </u>	+
			S		ドライシャンプー	
			M		ガーゼ	
		□ おむつパンツタイプ	L		清拭剤	
			LL		ウエスタンシース	
			3 L		ドレーンバック	\perp
					シリンジ	

第 年 月 号 日

様

浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで利用申請のありました浜松市高齢者生活支援事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

						記			
	事	業	名						
	禾	」 用 □	为 容						
	利用者負担金額								
		住	所						
⊈ ıi		電	話						
利用者情報		氏。	名等						
1 情 #		生年	月日等						
学 区	均	地域包括支	援センター	-等					
	かかりつけ医院						主治医		
	No.	F	モ 名	関	系		住 所	電	話
	1								
緊急連絡先	2								
連 絡	3								
先	4								
	5								
	.		考						

 第
 号

 年
 月

 日

様

浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業利用却下通知書

年 月 日付けで利用申請のありました浜松市高齢者生活支援事業の利用につきましては、下記のとおり却下しましたので通知します。

	事	業	名	
対象者		住	所	
者		氏	名	
	却	下理日	由 等	

浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書

(あて先) 浜松市長

		•	() / () / () / () / ()			4	丰	月	日
	フリオ	゛ナ							
申請者	氏	名							
〒 〒	住	所							
	電	話		利用との					
申請書	事業	所名							
提出者	担当	当者		電	話				
		申請	青者と同じ(記入不要)						

下記の事業の利用内容等について、変更したいので申請します。

利用者	住 所 7リガナ 氏 名	□ 申請者と同じ(記) □ 申請者と同じ(記)		年 齢 生年月日		歳 電 話 昭和・西暦	年	月	日
	事為	業および事項	変更前			変更後			
									\dashv
									\dashv
(変)	更理由)		1						<u> </u>
] 転居								
	身体状	況の変化							
] その他	()

第 年 月 号 日

様

浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業利用変更決定通知書

年 月 日付けで利用変更申請のありました浜松市高齢者生活支援事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

					記			
	変	変更事業名						
	禾	川 用 内 容						
	利用者負担金額							
	住所							
7 .11		電話						
利用者情報		氏 名 等						
有情報		生年月日等						
学校 	坩	地域包括支援センク	ター等					
	かかりつけ医院					主治医		
	No.	氏 名		関係		住所	電	話
	1							
緊急連絡先	2							
連絡	3							
先	4							
	5							
		備考						

 第
 号

 年
 月

 日

様

浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業利用変更却下通知書

年 月 日付けで利用変更申請のありました浜松市高齢者生活支援事業の利用変更につきましては、下記のとおり却下しましたので通知します。

	事	業	名	
対象者		住	所	
		氏	名	
	却	下理日	由 等	

浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書

年

月

日

(あて先)浜松市長

			フリカ゛ナ							
		申請者	氏 名							
		中 同 日 署名又は記名押印 をしてください	住 所							
			電話			利用者 との関係				
										$\overline{}$
		申請書	事業所名			1				_
		提出者	担当者			電 話				
			□ 申請	者と同じ(記入不要)					
下記	Eの事業の利用について、廃止 l	したいので申	請します。							
	住所									
利用	□ 申請者と同じ フリガナ	(記入不要)			114					\dashv
者				年 齢	歳	電話				
	氏 名 □ 申請者と同じ	(記入不要)		生年月日	大正・昭和	ロ・西暦	左	F.	月	日
										_
事	□ 軽度生活援助員派遣事	業 								
業名	□ ひとり暮らし高齢者等	配食サービ	ス事業							
名	□ ひとり暮らし高齢者等	緊急通報シス	ステム事業	É						
								_		_
(廃」	上理由)									
	転居又は転出	長期入院		口入原	ŕ					
	辞退	死亡								
	その他()

 第
 号

 年
 月

 日

様

浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業利用廃止決定通知書

年 月 日付けで利用廃止申請のありました浜松市高齢者生活支援事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

	廃止事業	名
	廃 止	日
利田田	住	所
利用者情報	氏	名
報	地域包括支援·	センター等
	備	考

 第
 号

 年
 月

 日

様

浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業利用取消決定通知書

浜松市高齢者生活支援事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので通知 します。

	取 消 事	業名
	取 消	日
利田田	住	所
用者情報	氏	名
報	地域包括支	援センター等
	備	考

	調査	施設名	調査者	-		訪問調査日		
	自	 È 所						
対象		フリカ゛ナ		電話			性別	
	п	L. 夕		电前				
	B	七 名		生年月日			年 齢	
	要	介護認定		☑済(□ 男	要支援	□ 要介護		立)
		上居状況	認定日	有効期間 引借家 [□ その他	/		
				可能多 可独居		(
	<u> </u>	世帯状況	□ その他 ()
	月月	斤得状況	年 金 月額	□ 生活(を族の支援 <u></u> 課税
			□ 高血圧・脳血管疾患 □ 筋・骨椎		说(世帯) □] 課税] 循環器系统		一味化
			□ 内分泌系・代謝疾患 □ 呼吸器系	系疾患		〕消化器系统		
	14	与岸心河		生殖器系療	息 □)糖尿病		
対象	19	 疾病状況	□ 精神障害 □ その他	(病名:)
象 者			備考					
0			وع جارورداس	وط جلي ا				
状況			入院歴 病院名 入院期間	病名				
	5	受診状況	かかりつけ医院 主治日	医	信	電 話		
			通院理由	'	-	"		
	既往	・ 生活歴						
	9013							
	障	害の状況		□ 療育手		障害名		
			□ 良好 □ 問題あり (□ 虐	待 □ その	り他 ())
	荡	家族関係						
		1						
		住 所			1			
		フリカ゛ナ		関係			性別	
	1	氏 名		生年月日			年 齢	歳
		自宅連絡先		健康状態	□良□] 悪 生活	支援 □	無口有
	_	その他連絡先		備考				
		け が フリカ・ナ		BB //			Id Hal	
				関係			性別	
	2	氏 名		生年月日			年 齢	歳
		自宅連絡先		健康状態 備 考	□良□] 悪 生活	支援 □	無口有
	_	その他連絡先 住 所		1/11 /5				
緊急時連絡								
時							사	
連級	3	フリカ゛ナ		関係			性別	华
浩	3	7月11		関係 生年月日		1 亜 4 江	年 齢	歳
	3	7月前 †		関係 生年月日 健康状態	□良□] 悪 生活	年 齢	
	3	7川が † 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先		関係 生年月日	□良□] 悪 生活	年 齢	
	3	フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所		関係 生年月日 健康状態 備 考	□良□	〕悪 生活	年 齢 支援 □	
		フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ		関係 生年月日 健康状態 備 考	□良□] 悪 生活	年 齢 支援 □	無口有
	3	フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ 氏 名		関係 生年月日 健康状態 備 考 関係 生年月日			年 齢 支援 □ 性 別 年 齢	無 □ 有
		フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ		関係 生年月日 健康状態 備 考 関係 生年月日 健康状態] 悪 生活	年 齢 支援 □ 性 別 年 齢	無 □ 有
		7リカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先		関係 生年月日 健康状態 備 考 関係 生年月日			年 齢 支援 □ 性 別 年 齢	無 □ 有
		7リカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先		関係生年月日健康状態備考以生年月日健康状態備考			年 齢 支援 □ 性 別 年 齢 支援 □	無 □ 有
		フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 を の他連絡先 を の他連絡先		関係生年月日健康状態備考以年月日健康状態健康備考			年 齢 支援 □ 性 別 支援 □	無 □ 有 歳 無 □ 有
	4	フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 住 所 フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 住 所 フリカ・ナ 氏 名 自宅連絡先 その他連絡先 その他連絡先		関係生年月日健康状態備考以生年月日健康状態備考	□良□		年 齢 支援 □ 性 別 年 齢 性 別	無 □ 有 歳 無 □ 有

第10号様式 高 齢 者 実 態 調 査 票 No. 2

					対象者 訪問調査日
t. I	関係機関	[]	地域包括	居宅事業所	□ 民生委員 □ その他 ()
社会資	サービス利用	備口備	考 保健福祉 考	介護保険	□ その他 ()
源	サービス希望	備	保健福祉	介護保険	□ その他 ()
	歩 行		支障なし 杖歩行(□	> 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	□ 要介助 ∮のみ) □ シルバーカー □ 車椅子
	食事	備口備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
A D	排泄	□□□備	支障なし 洋式 考	要見守り·指示 和式	□ 要介助 □ おむつ等使用
L	入 浴	備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
	着替え	備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
	整容	備	支障なし	要見守り・指示	□ 要介助
	掃除	備	支障なし考		□ 要介助
I	洗濯	備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
A D	買物	備	支障なし考		□ 要介助
L	調理片付	備	支障なし考		□ 要介助
	金銭管理	備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
	視力	備	支障なし考	2 37 7 7 7 7	〕弱視 □ 全盲 □ 白内障 □ 緑内障)
	聴力	備	支障なし考	支障あり([〕補聴器 (□ 右 □ 左))
	言 語	備	支障なし考	支障あり(「] ややはっきりしない □ やっと他人に通じる)
	口腔内問題	備	支障なし考	支障あり(「	***
	栄養摂取	備	支障なし考	支障あり([□ 偏食 □ 不規則 □ 食欲不振)
	喫 煙	備	なし 考	あり ([] 本/日)
	飲 酒	備	なし考	あり ([] アルコール依存)
健康	睡 眠	備	支障なし考	支障あり	
健康管理状	めまい	備	なし考	あり	
状況	麻痺	備	なし考	あり (音	3位:
	拘 縮	備	なし考	あり (音	3位:
	階段昇降	備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
	転 倒 (過去1年)		なし考	あり	
	意思疎通	備	支障なし考	支障あり	
	服薬管理	備	支障なし考	要見守り・指示	□ 要介助
	問題行動	備	なし考	あり ([〕 自傷他害 □ 徘徊 □ 不穏興奮 □ 不潔行為)
	精神状態		支障なし考	支障あり	

						対象	者			訪問調査日	
認		□なし		あり	(Г	□■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□)		
知	記憶障害	備考		<i>u, ,</i>				<u> </u>	/		
機		□なし		あり							
能の	失 見 当	備考									
状	1 0 7 11 -1-	□なし		あり							
況	火の不始末	備考									
	居室・寝室	□なし		あり	(□ 寝具	. 🔲	段差 🗆	滑りやす	-V)	
	問題点	備考								,	
<i>1</i>	手すり問題点	□なし		あり	(□ 玄関		浴室 🗌	トイレ	□ 廊下 □ 階段	□ 寝室)
住環	ナリリ问題点	備考									
境	道路状況		章なし □	支障あ	b (□ 坂道] 段差	□ 交通	量 □ 歩道)	
96	但时代化	備考									
	各種機関	口なし	(🗆	買物店	舗	□病	院		金融機関	□ 公共交通権	幾関)
	(生活圏内における)	備考									
基	起床時間		寺 分								
本		備考									
作	就寝時間		寺 分								
な		備考	1 / H								
调	食事回数	備考	1/日								
		□ 仕事	<u> </u> 	趣味		□ 買	1 / 2/1		散歩	 □ 掃除	
し方	 主な活動内容		<u>- □</u> イサービス □	その他	(199		队少	☐ 1m kv	
刀		備考		COLE	. (/
障領	L 専高齢者の日常生:		□自立□	J 1	□ J	2 🗆	A 1	□ A 2	□ B 1	□ B 2 □ C 1	□ C 2
	症高齢者の日常生						II b	□ III a	□ III b		
	友人・近所と									□はい	□ いいえ
	家族・親戚と	の交流が	ぶある							□はい	□ いいえ
	心配事の相談									□はい	□ いいえ
	一日中家の中	で過ごす	トことはない							□はい	□ いいえ
	普段買物、散									□はい	□ いいえ
	一週間あたり										日/週
≯ L.			感じることに							□はい	□いいえ
 社 会	他人と話をす									ロはい	□いいえ
五的			っれているなと				とはれ	ス トノ		ロはい	ロいいえ
活	銀行や郵便局				でして	いる				ロはい	ロいいえ
動			運話にでたりし							ロはい	ロいいえ
状	テレビを見た									ロはい	ロいいえ
況	健康について			める						□ はい □ はい	ロいいえ
	寝巻きのまま 日中寝転んで									□ はい □ はい	□ いいえ □ いいえ
			としみにしてV	ステレ	がなる					□ はv. □ はv	□ いいえ
	老人クラブに			. D C C	11-10) G)				□ はv. □ はv	ロいいえ
	地域活動に参									□はい	ロいいえ
			こいることがあ	っ <u>ろ</u>						□はい	ロいいえ
			いために心がじ		ことが	ぶある				□はい	□いいえ
(信		0. 2 0.				***					
(1)	11 与)										

軽度生活援助員派遣手数料減免申請書

(あて先) 浜松市長

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例第5条の規定により手数料の減免を受けたいので、 申請します。

(減免を受けようとする理由)

同 意 書

(あて先) 浜松市長

浜松市高齢者生活支援事業(ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業)の利用を申請する にあたり、下記のことに同意します。

- 1. 貸与を受けた機器については、大切に扱います。万が一自己の責任において毀損または滅失した場合は、自己の負担において賠償を行います。
- 2. 貸与を受けた機器については、善良なる管理者の注意をもって維持管理をするとともに、 機器を譲渡、転貸または担保に供するなど目的外に使用しないことに同意します。
- 3. 緊急時の救命活動のため、住居等の一部に破損を生じた場合、浜松市および協力者ならびに委託事業者等に対し、責任を問いません。また、その修復については、自己の負担において行います。
- 4. システムが機能しているか確認するため、業者が週1回通信テストを行うことに同意します。 (別途、電話料がかかります。電話音は鳴りません。)
- 5. 停電または回線が不安定となった場合、機器の動作が保証されていない電話回線や 電話機を使用することで緊急通報に支障が生じることを理解した上で、自己責任に おいて使用します。 このことに起因して生じる直接的または間接的ないかなる問題についても、

浜松市及び委託事業者に対して、一切その責任を問わないことに同意します。

年 月 日

利用者住所

利用者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

設 置 承 諾 書

(あて先) 浜松市長

年 月 日

所有者住所

所有者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

下記のとおり設置することを承諾します。

承諾内容			事	į	業	名	
	(設	Ī	置	物	
内容] }		設	置	場	所	
			利	用	者	名	
		備				考	

緊急通報システム設置に関する事前確認事項

聞き取り者氏名	
・電話回線は、NTTのアナロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ	ュグ回線を使用していますか。
	要な場合があります。工事が必要な場合は、別途工事費用がかか あります。なお、設置について事業受託者との相談が必要です。
※設置時に契約していた電話	舌回線を変更する場合は、事前に市に連絡してください。
・ダイヤル式電話を使用してV	いますか。
	要な場合があります。工事が必要な場合は、別途工事費用がかか あります。なお、設置について事業受託者との相談が必要です。
□ いいえ	
・電話機の周りにテレビなど個	也の機械を置いていますか。
	要な場合があります。工事が必要な場合は、別途工事費用がかか あります。なお、設置について事業受託者との相談が必要です。
□ いいえ	
・設置時、状況に応じて壁やた □ はい	主等に鋲や釘を打つことを了解いただけますか。
□ いいえ → 設置場所	や設置方法が限定されます。
緊急通報システムを設置に信はいいいえ	司う際に駐車できる場所はありますか。
ロマッペン	
	急時、玄関に鍵がかかっている等家の中に入ることができない場 を割って入ることができる場所がありますか。
	にするか検討しておいてください。
□ いいラ → その場で	消防に数揺依頼をすることにかります

雑草取り利用範囲申請書

(あて先) 浜松市長

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市軽度生活援助員派遣事業における雑草取りについて下記の範囲で利用したいので、 申請します。

(利用希望範囲)

※家屋、玄関、敷地内に出入りする場所(門扉など)の位置関係がわかるように記載してください。 ※雑草取り範囲の区別がつくよう、該当箇所を塗りつぶしてください。

※活動する際に援助員に注意してもらいたいことがあれば記載してください。

※軽易な日常生活上の援助が目的のため、雑草取りの範囲は日常生活で必要な範囲に限ります。

(記載例)

